

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第60期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	すてきナイスグループ株式会社
【英訳名】	Nice Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平田 恒一郎
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
【電話番号】	横浜(045)521-6111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 日暮 清
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
【電話番号】	横浜(045)521-6111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 日暮 清
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 当第2四半期 連結累計期間	第60期 当第2四半期 連結会計期間	第59期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	123,277	65,601	257,407
経常利益 又は経常損失() (百万円)	705	307	2,062
四半期純損失() 又は当期純利益 (百万円)	1,247	563	884
純資産額 (百万円)	-	50,643	51,663
総資産額 (百万円)	-	211,120	186,124
1株当たり純資産額 (円)	-	509.21	534.88
1株当たり四半期純損失() 又は1株当たり当期純利益 (円)	12.94	5.84	9.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	8.96
自己資本比率 (%)	-	23.3	27.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,569	-	4,306
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,130	-	6,233
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	29,071	-	4,013
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	32,107	26,697
従業員数 (人)	-	1,820	1,714

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第60期第2四半期連結累計期間及び第60期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,820 (314)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員数であり、（ ）内に臨時従業員の当第2四半期連結会計期間における平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び派遣社員を含み、嘱託契約社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	8
---------	---

（注）従業員数は就業人員数であります。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間における仕入実績等を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

住宅資材事業

住宅資材事業における仕入実績は、次のとおりであります。

部門	金額(百万円)
住宅資材	39,050
木材市場	5,207
合計	44,257

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

不動産事業

不動産事業における販売用不動産の受払状況は、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日至平成20年9月30日)			
	期首残高 (百万円)	増加額 (百万円)	減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)
マンション	61,892	10,468	7,434	64,926
一戸建住宅	5,842	1,691	2,190	5,343
その他	1,160	45	1,206	
合計	68,895	12,206	10,831	70,269

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

建築工事業業およびその他の事業

事業の内容が多岐にわたるため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業	部門	金額(百万円)
住宅資材事業	住宅資材	42,104
	木材市場	5,394
	計	47,498
不動産事業	マンション	9,320
	一戸建住宅	2,479
	管理その他	4,431
	計	16,231
建築工事業	建築工事	436
その他の事業	その他	1,434
合計		65,601

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国金融危機に端を発した欧米を主とする金融市場の混乱や、エネルギー・原材料価格高の影響による企業収益の悪化や設備投資の減少など、停滞感が強まりました。

住宅関連業界においては、改正建築基準法などの影響による新設住宅着工の低迷と建築コストの上昇など、厳しい事業環境となっています。

このような環境のもと、当第2四半期連結会計期間の売上高は656億1百万円、営業利益は7億21百万円、経常利益は3億7百万円、四半期純損失は5億63百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

住宅資材事業

東京、仙台で開催した住宅資材の総合展示会「住まいの耐震博覧会」は、住宅の耐震化を普及するイベントとしてテレビメディアでも紹介されるなど認知度が高まり、来場者数は住宅の新築やリフォームをお考えのお客様を中心に4万人を超えました。また、住宅資材メーカー様に加え、工務店様604社が展示ブースを出展し、積極的に住宅需要の創出に努めました。

既存の滋賀物流センターの隣地（敷地面積19,900㎡）を取得し、近畿エリアでの木材・建材・住宅設備機器の物流基盤の強化を図りました。

本事業の売上高は474億98百万円、営業利益は2億98百万円となりました。

不動産事業

マンション部門では、供給エリアを横浜市および川崎市を中心に、当社グループの販売力の優位性を発揮できる地域に限定し、免震・強耐震構造や間取りの可変性に優れた4LDKタイプなど、お客様のニーズに応える商品の供給に努めています。また、8月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001認証を取得しました。

本事業の売上高は162億31百万円、営業利益は10億86百万円となりました。

建築工事業およびその他の事業

建築工事業の売上高は4億36百万円、営業損失は16百万円となりました。その他の事業の売上高は、前連結会計年度まで持分法適用関連会社であったY O U テレビ(株)が第1四半期連結会計期間より連結子会社となったことなどにより、売上高は14億34百万円、営業利益は96百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、321億7百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、67億56百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が3億円となりましたが、たな卸資産が32億22百万円増加したことに加え、売上債権が24億24百万円増加したことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、15億58百万円となりました。これは、物流センターなど有形固定資産の取得により8億25百万円、貸付けにより5億27百万円支出したことなどによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、124億5百万円となりました。これは、借入金の増加126億4百万円や社債の償還による支出2億円などによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規定されるもの）を、以下のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は中長期事業戦略の策定のほか、平成22年度（2010年度）の創業60周年に向けて以下(a)から(d)のようにさらなる企業価値の向上に取り組んでおります。

(a)当社は、平成19年10月から持株会社体制に移行し、グループの総合力の向上及び住宅資材事業の営業基盤の強化を目的に、住宅関連業界における有力企業との戦略的なアライアンスなどを視野に入れたグループ経営体制強化の方針を明確にいたしました。(b)創業60周年となる平成22年度（2010年度）をめぐにした経営計画を策定するほか、世帯数の減少のはじまる平成27年（2015年）以降の方針・戦略の構築を目指し、その実現に向けて積極的な活動を展開いたします。(c)中長期事業戦略を推進するため、有力販売店に対するパートナーシップの強化と、「ナイスサポートシステム」等の有効活用による有力工務店・ビルダーの開拓及び深耕を図り、これらの方々の受注強化に寄与するソリューション機能のさらなる強化に取り組んでおります。(d)長期優良住宅の実現に向けたグループ総合力の発揮を目指します。

また、当社は、持株会社体制への移行により、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率的かつ適度なマネジメントの仕組みの構築に努めている他、監査役5名のうち3名は独立性の高い社外監査役とし監査機能の強化を図っております。更に、平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会において取締役の任期を1年に短縮し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を図っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための
取組み

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を、平成20年6月27日開催の第59回定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として導入することを決議し、同定時株主総会において本プランを導入することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、上記基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成23年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。但し、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プランの導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、かかる株式の希釈化は生じません。）。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記 (A)に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記 (B)に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	290,696,000
計	290,696,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,961,195	117,961,195	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	
計	117,961,195	117,961,195		

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数 (個)	3,047
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	3,047,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり払込金額 343
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 343 1株当たり資本組入額 172
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要す。ただし、当社、当社子会社または関連会社の取締役、執行役員または監査役が任期満了により退任した場合、及び従業員が定年により退職した場合は行使できる。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入等はいできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。
 平成20年6月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数 (個)	72

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	72,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり払込金額 1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月24日 至平成50年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 190 1株当たり資本組入額 95
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の行使期間内において、新株予約権者のうち、当社取締役については当社取締役、当社監査役については当社監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、一旦当社の取締役または監査役の地位を喪失して10日を経過した以上、その後再度就任して取締役または監査役の地位を喪失しても新株予約権を行使することはできない。新株予約権者は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人は、一定の条件に従い、新株予約権を行使できる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日		117,961		22,069		10,596

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,744	4.02
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,736	4.01
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	3,339	2.83
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	3,215	2.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,587	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,317	1.96
平田 恒一郎	神奈川県横浜市鶴見区	2,208	1.87
西村 滋美	東京都世田谷区	2,172	1.84
松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地	2,101	1.78
ナイス従業員持株会	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号	2,066	1.75
計	-	29,487	24.99

(注) 1. 上記のほか、自己株式が21,485千株あります。

2. 松下電工株式会社は、平成20年10月1日にパナソニック電工株式会社に商号変更しております。

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 21,485,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,783,000	95,783	
単元未満株式	普通株式 693,195		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	117,961,195		
総株主の議決権		95,783	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株、議決権が8個含まれておりません。

2. 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が532株含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) すてきナイスグループ(株)	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目33番1号	21,485,000		21,485,000	18.21
計	-	21,485,000		21,485,000	18.21

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	251	289	289	237	196	209
最低(円)	175	241	228	195	167	163

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,318	26,916
受取手形及び売掛金	36,215	32,044
商品	8,073	5,867
販売用不動産	70,269	63,103
未成工事支出金	1,681	906
その他	5,646	4,371
貸倒引当金	80	77
流動資産合計	154,124	133,133
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,031	7,819
土地	31,148	30,012
その他(純額)	1,238	986
有形固定資産合計	43,418	38,819
無形固定資産		
のれん	385	448
その他	827	880
無形固定資産合計	1,213	1,328
投資その他の資産		
投資有価証券	7,788	9,258
その他	4,983	3,959
貸倒引当金	406	374
投資その他の資産合計	12,365	12,843
固定資産合計	56,996	52,991
資産合計	211,120	186,124
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,937	47,782
短期借入金	44,569	29,142
1年内償還予定の社債	1,900	1,400
未払法人税等	308	527
引当金	1,330	1,692
その他	7,394	9,444
流動負債合計	100,442	89,988
固定負債		
社債	1,000	2,700
長期借入金	45,295	27,935
引当金	1,148	990
その他	12,592	12,846
固定負債合計	60,035	44,472
負債合計	160,477	134,461

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,069	22,069
資本剰余金	23,301	23,348
利益剰余金	12,509	14,333
自己株式	7,705	7,818
株主資本合計	50,174	51,932
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	114	692
繰延ヘッジ損益	9	2
土地再評価差額金	387	387
為替換算調整勘定	766	797
評価・換算差額等合計	1,048	494
新株予約権	13	-
少数株主持分	1,503	225
純資産合計	50,643	51,663
負債純資産合計	211,120	186,124

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	123,277
売上原価	108,160
売上総利益	15,117
販売費及び一般管理費	15,222
営業損失 ()	105
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	134
その他	149
営業外収益合計	345
営業外費用	
支払利息	862
持分法による投資損失	56
その他	26
営業外費用合計	946
経常損失 ()	705
特別利益	
投資有価証券売却益	15
特別利益合計	15
特別損失	
固定資産除却損	8
特別損失合計	8
税金等調整前四半期純損失 ()	698
法人税、住民税及び事業税	215
法人税等調整額	294
法人税等合計	510
少数株主利益	38
四半期純損失 ()	1,247

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	65,601
売上原価	57,226
売上総利益	8,375
販売費及び一般管理費	7,654
営業利益	721
営業外収益	
受取利息	37
受取配当金	7
その他	48
営業外収益合計	93
営業外費用	
支払利息	475
持分法による投資損失	20
その他	11
営業外費用合計	507
経常利益	307
特別利益	
投資有価証券売却益	1
特別利益合計	1
特別損失	
固定資産除却損	8
特別損失合計	8
税金等調整前四半期純利益	300
法人税、住民税及び事業税	56
法人税等調整額	790
法人税等合計	846
少数株主利益	17
四半期純損失()	563

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	698
減価償却費	802
のれん償却額	59
貸倒引当金の増減額(は減少)	31
賞与引当金の増減額(は減少)	376
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11
退職給付引当金の増減額(は減少)	157
受取利息及び受取配当金	195
支払利息	862
持分法による投資損益(は益)	56
投資有価証券売却損益(は益)	15
有形固定資産除売却損益(は益)	8
売上債権の増減額(は増加)	3,778
たな卸資産の増減額(は増加)	10,139
仕入債務の増減額(は減少)	2,928
その他	4,322
小計	20,487
利息及び配当金の受取額	194
利息の支払額	822
法人税等の支払額	454
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,569
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,734
有形固定資産の売却による収入	1
投資有価証券の取得による支出	1,293
投資有価証券の売却による収入	51
投資有価証券の償還による収入	1,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	36
子会社株式の取得による支出	50
貸付けによる支出	613
貸付金の回収による収入	689
その他	144
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,130

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	14,125
長期借入れによる収入	35,199
長期借入金の返済による支出	18,519
社債の償還による支出	1,200
自己株式の売却による収入	69
自己株式の取得による支出	3
配当金の支払額	575
少数株主への配当金の支払額	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,071
現金及び現金同等物に係る換算差額	38
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,410
現金及び現金同等物の期首残高	26,697
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,107

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において持分法適用関連会社であったYOUテレビ㈱を、持分比率が増加したため第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 23社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 ㈱ソーラーサーキットの家を、新規設立により第1四半期連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。また、YOUテレビ㈱を、持分比率の増加により連結の範囲に含めたため持分法適用関連会社から除外しております。 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、この変更による当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用しております。 なお、この変更による当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 22,279百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 16,036百万円
2 当社及びナイス㈱は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当第2四半期連結会計期間末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 10,000百万円 借入実行残高 百万円	2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 5,000百万円 借入実行残高 百万円
差引額 10,000 百万円	差引額 5,000 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は次のとおりであります。	
従業員給与・賞与	4,870百万円
賞与引当金繰入額	1,096 百万円
退職給付引当金繰入額	322 百万円

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は次のとおりであります。	
従業員給与・賞与	2,494百万円
賞与引当金繰入額	584 百万円
退職給付引当金繰入額	169 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	32,318百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	210 百万円
現金及び現金同等物	32,107 百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 117,961千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 21,485千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 13百万円(親会社 13百万円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	576	6	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	289	3	平成20年9月30日	平成20年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	住宅資 材事業 (百万円)	不動産 事業 (百万円)	建築工 事事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	47,498	16,231	436	1,434	65,601		65,601
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	348	55	86	297	788	(788)	
計	47,847	16,287	523	1,732	66,390	(788)	65,601
営業利益又は営業損失()	298	1,086	16	96	1,465	(744)	721

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	住宅資 材事業 (百万円)	不動産 事業 (百万円)	建築工 事事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	92,069	26,484	1,924	2,799	123,277		123,277
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	593	107	185	567	1,453	(1,453)	
計	92,663	26,592	2,109	3,366	124,731	(1,453)	123,277
営業利益又は営業損失()	351	594	105	228	1,279	(1,385)	105

(注) 事業区分は、事業の目的及び種類により下記のとおり区分しております。

住宅資材事業.....住宅用木材製品・建材・住宅設備機器等の販売、木材市場の経営

不動産事業.....マンション・一戸建住宅の販売、マンション等の総合管理、不動産の仲介・賃貸

建築工事事業.....マンション等の内装工事他

その他の事業.....ホームセンター、ソフトウェアの開発及び販売、ケーブルテレビ他

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 509.21円	1株当たり純資産額 534.88円

2. 1株当たり四半期純損失

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失 12.94円	1株当たり四半期純損失 5.84円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失 (百万円)	1,247	563
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	1,247	563
期中平均株式数 (千株)	96,376	96,478
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、リース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

平成20年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....289百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月9日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

すてきナイスグループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 原会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 寛 印

業務執行社員 公認会計士 島崎 義司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているすてきナイスグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。